

事務連絡
令和3年1月29日

各都道府県消防防災主管部局 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課

避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及び
これに伴う地方財政措置の拡充等について

防災行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、令和3年通常国会に「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」（以下「法律案」という。）の提出が予定されており、成立した場合には、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難の実効性確保に向け、地方公共団体に対し、個別避難計画の作成について取組の充実が求められることとなります。また、福祉避難所については、受入対象者を限定して公示する制度の創設を予定しています。

これらの取組に関しては、「令和3年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（令和3年1月22日付け総務省自治財政局財政課事務連絡。別紙1）及び「消防庁の令和3年度当初予算案、令和2年度第3次補正予算案及び令和3年度の消防防災に関する地方財政措置の見通しを踏まえた留意事項について」（令和3年1月22日付け消防庁総務課事務連絡。別紙2）で周知されているとおり、上記法律改正に伴い令和3年度より新たに地方交付税措置を講ずることとされているほか、緊急防災・減災事業債について対象事業を拡充した上で継続されることとされております。

貴職におかれましては、下記に御留意の上、関係部局と十分連携を図り、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた取組の検討及び実施準備を着実に進めていただくとともに、貴都道府県関係部局及び管内市区町村へ周知いただきますようお願いいたします。

1. 個別避難計画

- （1）優先度を踏まえた個別避難計画の作成及び作成経費に対する地方交付税措置について
作成に際しては、要介護度3～5の高齢者や身体障害者手帳1級・2級等を所持している者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと地方公共団体が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んで

いただきたいと考えていること。

また、その作成経費は、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要するものと想定していること。

これらを踏まえ、令和3年度より、市町村における個別避難計画の作成経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとされていること。

なお、内閣府においては、令和3年春頃に、作成の参考となる「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定、公表する予定である。

(2) 作成推進のためのモデル事業について

令和3年度政府当初予算案において、自治体における効果的・効率的作成手法を構築するため、作成経費を支援するモデル事業を実施することとしているので応募を検討されたいこと（別紙3参照）。

なお、後日内閣府より、モデル事業の募集方法などについて別途御案内する予定である。

2. 福祉避難所

(1) 福祉避難所の制度の見直し等について

内閣府令等の改正により、福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示して指定する新たな制度を創設する予定であり、これを踏まえ、福祉避難所の指定避難所としての指定を一層進められたいこと。受入対象者を特定して公示することにより、指定避難所としての指定が進み、受入対象者への支援内容の検討や必要な物資の備蓄、非常用発電機等の設備の準備等を一層進め、一般の避難所で過ごすことに困難を伴う障害者等の福祉避難所への直接の避難を促進していくことにもつながると考えていること。

以上を踏まえ、内閣府において、令和3年春頃に内閣府令及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を改定、公表する予定である。

(2) 緊急防災・減災事業債の活用の検討について

地方公共団体が、指定避難所として指定されている福祉避難所や社会福祉施設である福祉避難所の防災対策を行う場合には、引き続き緊急防災・減災事業債を活用して整備を進めることが可能であるため、積極的な活用を検討されたいこと。

また、令和3年度からは、社会福祉法人等の福祉施設等[※]における豪雨対策に対して補助する場合も、新たに同事業債の活用が可能となったため、当該福祉施設等が指定避難所として指定されている場合の福祉避難所の機能の強化に当たっても積極的な活用を検討されたいこと。

※ 社会福祉法人等の福祉施設等には、社会福祉法人の福祉施設や、学校法人の特別支援学校や幼稚園等が含まれる。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
藤田参事官補佐、近藤事務官、石尾事務官（1. について）
赤司参事官補佐、長谷川事務官、秋吉事務官（2. について）
TEL 03-3593-2849（直通）
消防庁国民保護・防災部防災課
神田災害対策官、舘野係長、清水事務官
TEL 03-5253-7525（直通）

令和3年度

地方交付税制度解説

(単位費用篇)

— 含 地方特例交付金制度解説 —

地方交付税制度研究会編

一般財団法人 地方財務協会

○ 単位費用算定基礎

第一 単位費用算定の概要

1 人口

- (1) 「人口」を測定単位とする包括算定経費については、経常経費として企画費、総務費、議会費、各種委員(会)等費を、建設事業費として道路橋りょう費及び港湾費以外の建設事業費を算定している。
- (2) 標準団体の行政規模を「人口」100,000人と想定し、単位費用は、標準団体の一般財源所要額を1,897百万円と見込み、19,000円とした。

2 面積

- (1) 「面積」を測定単位とする包括算定経費については、経常経費として企画費、河川・水防費等を、建設事業費として道路橋りょう費及び港湾費以外の建設事業費を算定している。
- (2) 標準団体の行政規模を「面積」210km²(種別補正後77km²)と想定し、単位費用は、標準団体の一般財源所要額を175百万円と見込み、2,279,000円とした。

第二 本年度主要改定内容

1 人口

- ・ 会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費を措置したこと。
- ・ 行政手続のオンライン化に要する経費の拡充を行ったこと。
- ・ 職員数の見直しを行ったこと。

2 面積

- ・ 特になし

第三 行政事務内容

1 人口

区分	行政事務(又は経費)内容	根拠法令
1 企画費		
(1) 企画調整費	重要行政の調整・企画・総合調整、国土の利用に関する市町村計画、地域経済振興のための調査・企画、地域活性化のための情報の収集・調査・提供及び助言、男女共同参画推進、女性活躍の推進等	地方自治法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 国土利用計画法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
(2) 国際化推進対策費	国際化推進施策、海外自治体との文化交流等	
(3) 情報管理等費	(1) 電子計算機による情報処理、電子計算機の運用、その他情報の管理に関する企画及び総合調査 (2) 個人情報の保護 (3) 情報化対策推進 (4) 番号制度に係るシステム関係経費等	個人情報保護法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(4) 地域文化・スポーツ振興、交流対策費	(1) 地域文化芸術推進基本計画の策定、文化行政の総合調整及び推進、地方芸術文化振興・団体、地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし、地域の劇場、音楽堂等の育成・活用 (2) スポーツ活動の参加促進及びスポーツ情報の提供、地域スポーツクラブの育成及び指導者育成	文化芸術基本法 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 スポーツ基本法
(5) 環境保全対策・監視調査費	(3) 地域間交流対策 (1) 地域の実情に応じた環境保全対策	環境基本法 地球温暖化対策の推進に関する法律 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 環境教育等による環境保全の取組に関する法律

	(2) 市町村環境審議会 (3) 公害苦情相談 (4) 環境の監視調査及び公害の規制等	環境基本法 公害防止事業費事業者負担法 公害紛争処理法 大気汚染防止法 水質汚濁防止法 騒音規制法 悪臭防止法 廃棄物への処理及び清掃に関する法律 振動規制法	
(6) 少子化対策費 (7) 交通安全推進費 (8) 土地対策費	地域の実情に応じた少子化対策 交通安全対策 公有地の拡大の推進及び土地利用の調整、土地利用基本計画等の策定	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 交通安全対策基本法 公有地の拡大の推進に関する法律 地方自治法 国土利用計画法	
2 総務費	(1) 総務費 (2) 人事管理費 (3) 財政管理等費 (4) 財産管理費 (5) 防災諸費 (6) 統計費 (7) その他経費	特別職及び総務費に属する職員に係る給与等の経費、防犯灯の維持管理、住居表示、公文書の收受及び発送、公印の管守、法令・条例・規則等の審査及び整備、広報発行その他市政の報道宣伝、行政不服審査制度における第三者機関の運営 市長部局の職員の定数・任免・その他の庶務、職員の給与・旅費その他の勤務条件、恩給及び退職料、職員の研修・教養、地方公務員共済組合、職員の福利厚生、公務災害補償、職員団体の (1) 予算の編成、議会との連絡 (2) 地方交付税、地方債、財政公表、地方財政報告等 (3) 公金の出納、決算、用度 公有財産の管理 (1) 市町村防災会議の運営、市町村地域防災計画、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、災害救助対策 (2) 国民保護対策 (3) 自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブの育成 (4) 災害発生時に被災団体へ派遣される応援職員の装備、災害対応能力向上のための資格取得等 国又は当該地方団体の行う統計調査	住居表示に関する法律 行政不服審査法 地方公務員法 地方自治法 地方自治法 地方公務員法 恩給法 地方公務員等共済組合法 地方公務員災害補償法 労働安全衛生法 地方自治法 地方交付税法 地方財政法 地方自治法 災害対策基本法 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律 統計法
3 各種委員(会)等費	(1) 選挙管理委員会等費 (2) 監査委員費	(1) 選挙管理委員会の運営、選挙人名簿の調製及び検査、長及び議員の選挙の執行、選挙の常時啓発 (2) 政治資金の規正 (3) 検察審査委員の選定 当該地方団体の事務及び出納並びにその経営に係る事業の管理等の監査	地方自治法 公職選挙法 政治資金規正法 検察審査会法 地方自治法

4 議会費		議会、議会事務局の運営	地方自治法
5 建設事業費	(1) 都市計画事業費	幹線街路・街路・広場等の新設改良、 下水道の新設改良、土地区画整理	都市計画法 下水道法 土地区画整理法 都市公園法 下水道法
	(2) 公園費	公園、緑地の設置	
	(3) 下水道整備費	下水道施設の建設	
	(4) 小学校校舎等の改修等事業費	市町村立の小学校の校舎等	
	(5) 中学校校舎等の改修等事業費	市町村立の中学校の校舎等	
	(6) 幼稚園・社会教育施設等建設費	幼稚園、社会教育施設及び社会体育施設	
	(7) 児童福祉・社会福祉・老人福祉施設費	各種福祉施設	児童福祉法、生活保護法、老人福祉法等
	(8) 清掃施設費	清掃施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	(9) 農業費	農業土木	
	(10) 造林、林道、水産施設費	造林、林道、水産施設等	森林法、森林・林業基本法 水産基本法
	(11) その他の建設事業費		

2 面積

区分	行政事務(又は経費)内容	根拠法令
1 企画費 (1) 農山漁村地域活性化事業費	農山漁村地域の活性化事業	
2 河川・水防費等 (1) 河川維持修繕及び水防費 (2) その他の経費	河川の維持修繕及び水防	河川法、水防法
3 建設事業費 (1) 農業費 (2) 林道施設費 (3) 河川改修費 (4) その他の建設事業費	農業土木 林道の維持改修 河川の改修	森林法、森林・林業基本法 河川法

第四 標準団体行政規模

1 人口

項目	行政規模
人口	100,000人

2 面積

項目	行政規模
種別補正後の面積	77km ²

第五 職員配置

(単位 人)

職員配置の内訳	部長	課長	職員A	職員B	合計
1 人口					
1 企画費		2	3	8	13
2 総務費	5	6	6	36	53
うち 総務費		1	1	10	12
人事管理費		1	1	11	13
財政管理等費		1	1	3	5
統計費			1	1	2
その他経費	5	3	2	11	21
3 各種委員(会)等費		1	2	2	5
4 議会費		1	1	2	4
5 建設事業費					
計	5	10	12	48	75
6 定員管理の合理化計画に基づく減員再計	5	10	12	48	75
2 面積					
1 企画費					
2 河川・水防費等				2	2
3 建設事業費					
計				2	2
合計	5	10	12	50	77

第六 単位費用算定の基礎

1 人口

(単位 百万円)

算定経費の内訳		一般財源
1 企画費	(1) 企画調整費	37
	(2) 国際化推進対策費	20
	うち 外国青年招致事業	1
	(3) 情報管理等費	169
	うち マイナンバー制度関係経費(広報事業経費を含む)	25
	基幹系システム保守運用委託料	28
	<トップランナー方式の導入(情報システムのクラウド化)による減少額△8>	
	(4) 地域文化・スポーツ振興、交流対策費	73
	(5) 環境保全推進費・監視調査費	96
	(6) 少子化対策費	1
	(7) 交通安全対策費	4
	(8) 土地対策費	1
	計	401
2 総務費	(1) 総務費	501
	うち 会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費	82
	<トップランナー方式の導入(庶務業務の集約化等)による減少額△11>	
	(2) 人事管理費	15
	(3) 財政管理等費	1
	(4) 財産管理費(障害者雇用促進に要する環境整備に係る経費を含む)	86
	うち 庁舎管理委託料	45
	<トップランナー方式の導入(庁舎管理委託)による減少額△10>※支所を含む	
	(5) 防災諸費(災害対応能力向上のための資格取得等に係る経費を含む)	29
	うち 国民保護対策関係経費	3
	総合防災訓練経費	2
	災害発生時に被災団体へ派遣される応援職員の装備	1
	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成経費	2
	(6) 統計費	16
	(7) その他経費	99
	計	747

3 各種委員(会)等費	(1) 選挙管理委員会等費	49
	うち 長・議員選挙費	30
	(2) 監査委員費	32
	計	81
4 議会費		183
5 建設事業費	(1) 都市計画事業・公園費	14
	(2) 下水道整備費	16
	(3) 小学校校舎等の改修等事業費	103
	(4) 中学校校舎等の改修等事業費	53
	(5) 幼稚園・社会教育施設等建設費	23
	(6) 児童福祉・社会福祉・老人福祉施設費	27
	(7) 清掃施設費	19
	(8) 農業費	9
	(9) 造林、林道、水産施設費	1
	(10) その他の建設事業費	158
	計	423
6 追加財政需要額		61
合計		1,896

2 面積

(単位 百万円)

算定経費の内訳		一般財源
1 企画費	(1) 農山漁村地域活性化事業費	16
2 河川・水防費等	(1) 河川維持修繕及び水防費	26
	(2) その他の経費	11
	計	37
3 建設事業費	(1) 農業費	9
	(2) 林道施設費	4
	(3) 河川改修費	3
	(4) その他の建設事業費	101
	計	117
4 追加財政需要額		5
合計		175